

「健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書」を提出されるみなさまへ

以下の説明をよくお読みのうえ、退職後の健康保険についてお手続きください。

1. 任意継続被保険者になるためには

◎任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要となります。

- (1) 退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること
- (2) 退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に、健康保険組合へ以下の書類を提出すること（**健保組合必着**）
 - ・ 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書
 - ・ 誓約書

2. 扶養家族（被扶養者）

◎在職中より被扶養者であり、任意継続被保険者資格取得後も引き続き被扶養者となられる方がいる場合は、資格取得申請書用紙の下部「被扶養者届【任継資格取得時】」に該当する方の氏名等をご記入ください。

◎新たに被扶養者になりたい方がいる場合は、別途「被扶養者(異動)届」および添付書類が必要となります。詳しくは当組合までお問い合わせください。

3. 任意継続の加入期間について

◎任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。

以下の理由に該当する場合は、任意継続の資格を喪失します。

	理由	資格喪失日
(1)	任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき	資格情報のお知らせに表示されている資格喪失予定年月日
(2)	就職により、健康保険・船員保険・共済組合等の被保険者資格を取得したとき	新しく被保険者資格を取得した日
(3)	被保険者の方が亡くなられた場合	死亡した日の翌日
(4)	保険料を納付期限までに納付しなかった場合	納付期限の翌日
(5)	被保険者の方が後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき	後期高齢者医療の被保険者資格を取得した日
(6)	被保険者の方が喪失の申出をしたとき (国保加入や家族の扶養に入るためなどの理由)	資格喪失申出書が受理された日の属する月の翌月1日

4. 任意継続の保険料額について

◎任意継続の保険料算出のもととなる標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額となります。

この標準報酬月額に当組合の保険料率を乗じたものが、1ヶ月あたりの保険料額となります。また40歳以上65歳未満の方は健康保険料に上乗せして介護保険料が徴収されます。

◎勤務していたときの健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、全額任意継続被保険者の負担となります。

◎任意継続を取得した後、就職により健康保険の資格を取得すると、その資格取得月以降で納付済みの保険料がある場合は返金いたしますが、任意継続の資格を取得した月に就職した場合については、1ヶ月分の保険料がかかり、ご返金はできません。

◎任意継続の保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。

- (1) 任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合
→今までの健康保険料に介護保険料が上乗せされます。
- (2) 任意継続加入中に65歳になった場合
→介護保険料については、健康保険での徴収はなくなり市区町村に納めることになります。
- (3) 健康保険料率または介護保険料率が変更された場合

(国民健康保険について)

- ・国民健康保険料は前年(1月～12月)の所得、加入者数、年齢をもとに世帯ごとに保険料が計算されます。(市区町村によって保険料の算定方法が異なります。)任意継続の保険料額と比較して、退職後の健康保険加入をお選びください。また、会社を退職した後、無収入で1年経過したときや収入が低い月がある程度経過しますと、当組合の保険料より国民健康保険料が安くなる場合があります。

(国民健康保険料の軽減措置について)

- ・解雇や雇止めなどにより離職された方を対象に国民健康保険料が軽減される制度です。この制度に該当すると、離職の翌日からその翌年度末までの間、国民健康保険料について前年所得の給与所得を100分の30として算定され、任意継続保険よりも国民健康保険に加入したほうが保険料の負担が低くなる場合があります。

※国民健康保険に関する詳しい説明は、お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。

5. 保険料の納付方法について

保険料の納付方法については、①毎月納付、②前納(6ヶ月前納、12ヶ月前納)の2種類の方法があります。

	毎月納付	前納(6ヶ月前納または12ヶ月前納)
保険料額	割引なし	割引あり(複利現価法) 6ヶ月前納:約1%引 12ヶ月前納:約2%引 *初回月は割引なしの1ヶ月分の保険料を徴収します
前納期間	—	6ヶ月前納:4月分～9月分、10月分～翌年3月分 12ヶ月前納:4月分～翌年3月分
納付期限	毎月10日(ただし以下の場合除く) ・当該月の10日が土日・祝日の場合、納付期限は翌営業日 ・任意継続取得後の初回月は当組合が指定した日	前納開始月の前月末日 6ヶ月前納:3月末、9月末 12ヶ月前納:3月末 ・末日が土日・祝日の場合、納付期限は翌営業日 ・任意継続取得後の初回月は当組合が指定した日
納付書の送付(任継取得時)	資格取得通知書等案内送付時に初回月分の納付書を同封 *処理の状況によっては、初回月およびその翌月分も送付	資格取得通知書等の案内送付時に初回月分および前納期間分の納付書を同封
納付書の送付(取得時以外)	毎月月末に翌月分の納付書を発送(月初にご自宅に届きます)	納付期限の2週間前までに発送
納付方法	①当組合から送付する納付書による納付 ②当組合から送付する納付書を使用しない納付(ATMやインターネットによる振込) →振込先や振込金額はお間違えの無いようご注意ください。 ③現金による納付 →当組合へお越しください。(当組合では現金を保管していないため、お釣りはお渡しできません。お釣りの無いようご準備願います) ※口座振替はありません	①当組合から送付する納付書による納付 ②当組合から送付する納付書を使用しない納付(ATMやインターネットによる振込) →振込先や振込金額はお間違えの無いようご注意ください。 ③現金による納付 →当組合へお越しください。(当組合では現金を保管していないため、お釣りはお渡しできません。お釣りの無いようご準備願います) ※口座振替はありません

	毎月納付	前納（6ヶ月前納または12ヶ月前納）
その他	・数ヶ月分まとめた納付はできません。 ・当月分の保険料を当月の1日から納付期限日までの間に納付し、翌月分以降の保険料は納付しないでください。 ・納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することになります。なお、初回月の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。 ・納付期限までに納付がなくても、当組合から連絡（催促）は原則いたしません。正当な理由（天災等）が認められない限り納期を延長することはありません。 ・毎月納付を途中から前納に変更したい場合は、次の前納期間（4月分～または10月分～）から前納することができます。 ・保険料は、以下の脱退・喪失事由以外返還できません。 - a.再就職により他の健康保険に加入した場合 - b.ご家族の扶養に入った場合 - c.被保険者本人が死亡した場合	・納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することになります。なお、初回月の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。 ・納付期限までに納付がなくても、当組合から連絡（催促）は原則いたしません。正当な理由（天災等）が認められない限り納期を延長することはありません。 ・前納の納付期限を過ぎると前納できなくなり、割引が適用されない毎月納付となりますのでご注意ください。 ・資格取得時の前納期限は、資格取得日の属する月の月末となっていますので、資格取得申請書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合がありますのでご了承ください。 ・前納保険料を納付された後、次の期間から毎月納付に変更することもできます。 ・前納した保険料は、以下の脱退・喪失事由以外返還できません。 - a.再就職により他の健康保険に加入した場合 - b.ご家族の扶養に入った場合 - c.被保険者本人が死亡した場合

6. 保険料の領収書について

- ◎銀行振込の控えをもって領収書といたします。
- ◎銀行振込の控えや現金払いの領収書は確定申告時に必要ですので、大切に保管してください。（インターネットでお振込みされた場合は、サイトから振込明細を印刷してください。）
- ◎銀行振込の控えや現金払いの領収書を紛失された場合は、領収書の再発行はできませんが、納付いただいた保険料の領収証明書を発行します。希望される場合は、当組合までお電話ください。

7. 「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」

資格情報のお知らせ

- ◎任意継続被保険者資格取得後、オンライン資格確認システムへのデータ登録が完了した方に「資格情報のお知らせ」を交付します。このお知らせがお手元に届くとマイナ保険証を利用して医療機関への受診が可能となります。（お知らせが手元に届く前でも、マイナポータルにログインしていただき、当組合の情報が記載されていれば受診可能です。）
- ◎資格情報のお知らせを破り、汚し、または失ったときは申請により再交付します。ただし、マイナポータルにログインすることで自身の資格情報について確認できた場合は、再交付はしません。

資格確認書

- ◎資格確認書は、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方（下表）について、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようにするためのものです。オンライン資格確認を受けることができる方（下表以外の方）については、資格確認書は交付しません。

オンライン資格確認を受けることができない状況にある交付対象者

A	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者	本人の申請による交付
B	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に行きして資格確認を補助する必要がある者	
C	マイナンバーカードを取得していない者	保険者による職権交付*1 (*1: オンライン資格確認システムの職権交付用情報から対象者を確認し、医療保険者が職権で交付)
D	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者	
E	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）	
F	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者	
G	マイナンバーカードの返納者	

◎上表 A、B の方は、本人の申請により資格確認書を交付します。

上表 C～G の方は、当健保組合にて職権(*1)により資格確認書を交付します。

◎資格確認書を破り、汚し、または失ったときは申請により再交付します。

8. 保険給付について

◎医療費は在職時と同様に 3 割負担(6 歳未満は 2 割負担)です。70 歳以上の方は 3 割または 2 割負担です。

◎任意継続被保険者は、在職時とは異なり、一部の保険給付金は支給されません。

支給される保険給付は以下のとおりです。

(1) 高額療養費 (2) 出産育児一時金 (3) 埋葬料(費)

※傷病手当金・出産手当金は、資格喪失後の継続給付に該当する場合は支給されます。

9. 保健事業について

◎任意継続被保険者に対しては、特定健診以外の健診補助、インフルエンザ予防接種費用補助、補充薬、スポーツ補助等は支給されません。なお、特定健診の補助は、40 歳～74 歳の方を対象とします。

提出先・お問い合わせ先
〒910-8510
福井県福井市豊島 1-3-1 三谷ビル 5 階
三谷健康保険組合
TEL : 0776-20-3155 FAX : 0776-20-3169
ホームページ : <https://www.mitani-kenpo.jp>